

# 安全管理規程

## [目的]

第1条 この規程（以下「本規程」という）は、道路運送法（以下「法」という）第22条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

## [適用範囲]

第2条 本規程は、当協会加入者の一般乗用旅客自動車運送事業に係わる業務活動に適用する。

## [輸送の安全に関する基本的な方針]

第3条 会長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、別紙1を基本理念として協会内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、傘下団体における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、傘下団体に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定(P l a n)、実行(D o)、チェック(C h e c k)、改善(A c t)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全団体一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

## [輸送の安全に関する重点施策]

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
  - 二 輸送の安全に関する費用支出を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
  - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
  - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、団体内において必要な情報を伝達、共有すること。
  - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 上部団体及び関連組織と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に務める。

### [輸送の安全に関する目標]

第5条 各団体は第3条に掲げる方針に基づき、個人タクシー事業総合安全プラン2009「関東支部における事故削減目標及び当面の取り組み」により、次に掲げる目標を策定する。

- 一 毎年、事故死者数ゼロ。
- 二 平成20年の人身事故件数を10年間で半減。
- 三 毎年、飲酒運転ゼロ。

### [輸送の安全に関する計画]

第6条 各団体は前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、別紙2により輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### [会長等の責務]

第7条 会長は、輸送の安全の確保に関して、組織上の最終責任を有するが実務上は、安全担当副会長が安全統括管理者としてその職務を行う。

- 2 会長等は、輸送の安全確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 会長等は、輸送の安全の確保に関し、安全運行指導員の意見を尊重する。
- 4 会長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

### [団体内組織]

第8条 次に掲げる者を選任するとともに、安全運行指導員は輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための組織統治を適確に行う。

- 一 安全運行指導員
- 二 同 補助者
- 三 一及び二に準ずる者

- 2 補助者は、安全運行指導員の命を受け、輸送の安全確保に関し、団体を統括し、指導監督を行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については別紙3の通りとし、安全運行指導員が病気等により不在である場合は、重大な事故、災害等に対応する場合も含め、安全運行指導員補助者または、これに準ずる者がこれにあたる。

### [安全運行指導員の選任及び解任]

第9条 団体役員の中から安全運行指導員を選任する。

- 2 安全運行指導員が次の号のいずれかに該当することとなったときは、当該指導員を解任する。
- 一 行政当局から解任勧告が出されたとき。
  - 二 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - 三 関係法令の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全運行指導員がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

### **[安全運行指導員の責務]**

第10条 安全運行指導員は、次に掲げる責務を有する。

- 一 傘下事業者に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、傘下事業者に周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、会長に報告すること。
- 六 会長等に対し、輸送の安全確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等事故防止その他の必要な改善について検討し、措置を講じること。
- 七 運行管理及び整備管理が適正に行われるよう、傘下事業者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、傘下事業者に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他輸送の安全確保に関する統括管理を行うこと。

### **[輸送の安全に関する重点施策の実施]**

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

### **[輸送の安全に関する情報の共有及び伝達]**

第12条 会長等と事業者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に組織内において伝達され、共有されるよう務める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、

看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

#### [事故、災害等に関する報告連絡体制]

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全運行指導員、会長等、又は団体内の必要な部署等に速やかに伝達されるよう務める。
- 3 安全運行指導員は、団体内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項報告連絡体制が十分機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

#### [輸送の安全に関する教育及び研修]

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

#### [輸送の安全に関する内部監査]

第15条 安全運行指導員は、自ら又は指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、別紙4により少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全運行指導員は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、会長等に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急是正措置又は予防措置を講じる。

#### [輸送の安全に関する業務の改善]

第16条 安全運行指導員から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のため必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

## [情報の公開]

- 第17条 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、基本的な方針、重点施策、目標、計画、輸送の安全に関する予算等の実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全運行指導員、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容、自動車事故報告規則に基づく重大事故情報その他輸送の安全に関する情報については、毎年度、外部に対し公表する。
- 2 運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保のため講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。
  - 3 公表の方法については、ホームページを開設して行うものとする。

## [輸送の安全に関する記録の管理等]

- 第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の策定に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全運行指導員の指示、内部監査の結果、会長等に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
  - 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

## [附 則]

- 1 この規程の改廃は、理事会に於いて行う。
- 2 この規程は、平成19年4月11日制定し、平成19年5月1日から実施する。
- 3 この規程は、平成23年8月22日一部改定実施する。(第5条)
4. この規程は、平成24年9月19日一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日(平成26年5月1日)から実施する。

事 業 者 各 位

### 運輸安全マネジメントの実施について

道路運送法の改正等により、運輸安全マネジメントの導入が義務付けられました。社団法人東京都個人タクシー協会においては、輸送の安全の確保が最も重要であることを再認識し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるため、次に掲げる「輸送の安全に関する基本方針」を定めました。

会長が最終的な責任を有する組織を明確にし、安全運行指導員から現場までが一丸となって輸送の安全に関する目標とその計画を作成し、情報の共有や伝達を確実にを行い、又、業務の改善を継続的に行い、記録を管理することにより、輸送の安全性の確保と向上に取り組めます。

全事業者が運輸安全マネジメントに取り組み、お客様に安全で安心、そして快適な個人タクシーサービスを提供できるようこれからも頑張ります。

#### 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 安全運行指導員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、団体において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、事業者に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底します。

以上を実行に移すため、次による「団体スローガンに基づく安全に関する方針の基本理念」を団体事務所に掲げ、全事業者の意識高揚を図ります。

#### 安全に関する方針の基本理念

- 一、ロードリーダーとして模範運転を行い、交通秩序を確立し、健全な車社会の構築に努めます。
- 二、交通事故ゼロを目指し、関連法規制を遵守します。
- 三、運行管理業務の確実な実行により、安全で安心、そして快適なタクシーの提供に努めます。
- 四、平成 20 年の人身事故件数を 10 年間で半減、毎年事故死者数ゼロ、毎年飲酒運転ゼロの達成に向けて邁進します。
- 五、交通事故防止の意義と社会的責務を認識し、全事業者一丸となって安全マネジメント体制の構築に取り組めます。

2. 輸送の安全に関する交通事故削減計画の策定(Plan)、その実行(Do)、実行内容のチェック(Check)、不備がある場合は改善(Act)を行い、安全対策を不断に見直し、全事業者一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

平成 19 年 5 月 1 日 制定  
 平成 23 年 8 月 22 日 改定  
 平成 24 年 9 月 19 日 改定  
 一般社団法人東京都個人タクシー協会

**\* 輸送の安全に関する計画 \***

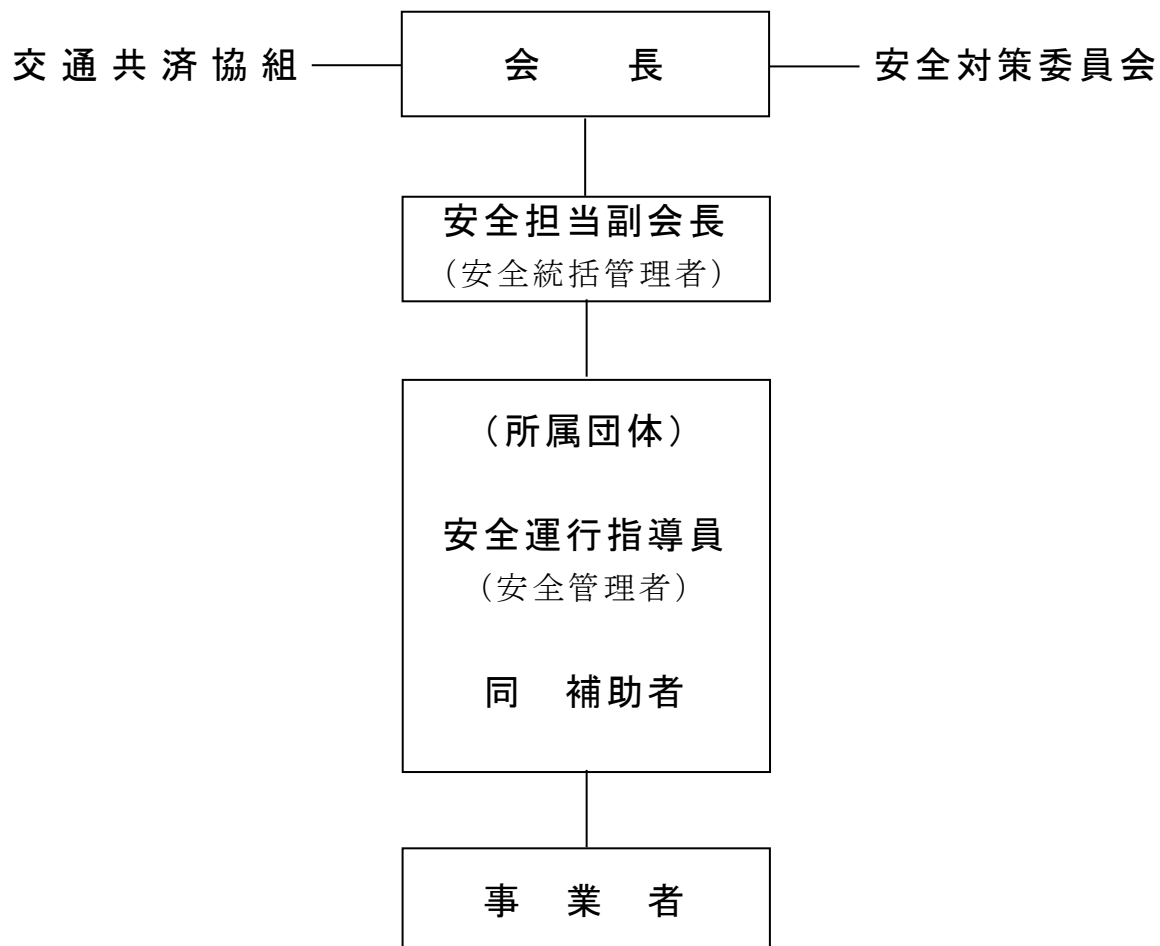
私達、団体名 \_\_\_\_\_ の事業者は、下記事項を遵守し、事故を起こさない安全な運行に努めます。

1. 交差点及び交差点付近の事故が 80%を占めることから、横断歩道手前での確実な一時停止の励行と方向指示の合図を早めに行うこと。
2. 歩行者、自転車及びオートバイとの事故が 50%を占めることから横断歩道上の歩行者、自転車の動向に特に注意を払うと共に、右左折時にオートバイの見落としのしないよう対向車線の動向にも十分注意を払うこと。
3. 四輪車との事故では追突事故が多いことから、前車との車間距離（前車の後輪が見える程度の車間距離）を十分とること。
4. スピード違反及び駐車違反には特に注意を払うと共に、信号、交通標識の見落としがないよう十分注意致します。
5. 前日の飲酒は、出庫 1 2 時間前に切り上げ、常に健全な状態で営業致します。

平成 1 9 年 5 月 1 日制定

団体名 \_\_\_\_\_

一般社団法人東京都個人タクシー協会  
運輸安全マネジメント実施体制組織図





## 安全マネジメント内部監査票

(監査年月日 令和 年 月 日)

### 1. 安全マネジメント講習会は開催されたか。

○された (年に何回開催されたか \_\_\_\_\_ 回)

○されない (なぜ開催されなかったか)

理由 \_\_\_\_\_

(1)出席者は適切か (出席者数 \_\_\_\_\_)

(2)検討された内容は何か

① \_\_\_\_\_

② \_\_\_\_\_

③ \_\_\_\_\_

### 2. 事故の削減計画は適切か

(1)令和 年の事故件数は何件であったか。(人身 \_\_\_\_\_ 件 物損 \_\_\_\_\_ 件)

(2)令和 年の事故に至った違反内容のワースト3は何か。

① \_\_\_\_\_

② \_\_\_\_\_

③ \_\_\_\_\_

(3)上記の違反をなくすため事業者に行った指導内容は何か

① \_\_\_\_\_

② \_\_\_\_\_

③ \_\_\_\_\_

### 3. 指導内容の実行を定期的にチェックしたか

(1)年に何回チェックしたか \_\_\_\_\_ 回

(2)効果のある指導になっているか

令和 年事故件数 \_\_\_\_\_ 件に対して令和 年は \_\_\_\_\_ 件で \_\_\_\_\_ %の削減となった。

(3)指導内容は何が良かったのか \_\_\_\_\_

(4)指導内容の何に効果がなかったのか \_\_\_\_\_

### 4. 講 評

一般社団法人東京都個人タクシー協会会長 殿

以上の監査内容に相違ないことを報告致します。

令和 年 月 日 監査員氏名 \_\_\_\_\_